社会保障審議会介護給付費分科会(第67回)議事次第

日時:平成22年8月20日(金)

午前9時から12時まで

於:全社協・灘尾ホール

議題

1 一 部 ユ ニ ッ ト 型 施 設 に 係 る 地 方 公 共 団 体 及 び 関 係 有 識 者 か ら の ヒ ア リ ン グ

2. その他



所得の低い高齢者も低廉な居住費負担で 利用できる特別養護老人ホーム整備の 必要性

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 狩野 信夫

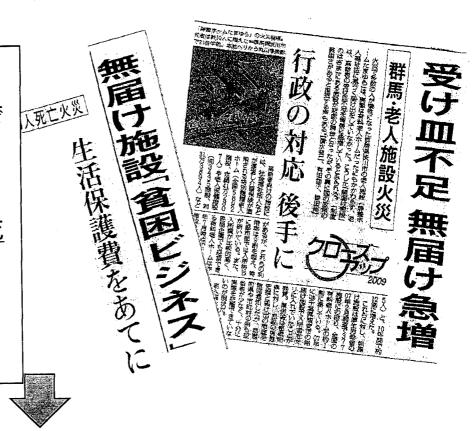
未届有料老人ホーム 「たまゆら」の火災事故

〇2009年3月

群馬県渋川市の「静養ホーム たまゆら」で 火災事故が発生

〇入所者23名中、<u>死亡10名</u>、入院1名であった。その内、<u>都内利用者は18名で、死亡7名、入院1名</u>であった。

* 生活保護受給者は16名で、その内6名 が死亡



「都内の施設不足」、「福祉事務所の対応が不十分」、「貧困ビジネスの存在」、「所在地の県の指導が不十分」などと報じられる。

「たまゆら」火災事故の背景

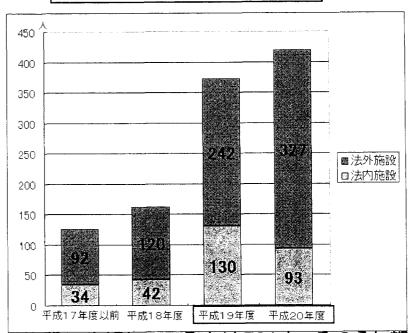
「たまゆら」により、都内の生活保護受給者が他県の法外施設で生活をしている実態が明らかに・・・

都内の生活保護受給者の施設利用状況(2009年1月)

区分	入所者数計	法内施設	法外施設
入所者数計	1, 080	299	781
都内	3 1 5	1 1	3 0 4
都外	7 6 5	288	477

出典:「生活保護受給者の有料老人ホーム等の利用実態調査結果(利用者属性) (調査基準日2009年1月1日)

施設を利用開始した時期



2009年1月1日現在、法律に基づく届出を行っていない施設で生活している方は781人、そのうち都外の施設を利用している方は477人に及んでいる。

また、施設を利用開始した時期を年度ごとに比較すると、19年度以降に利用を開始したものが多い。

●●●たまゆら火災事故の背景

「生活保護受給者の有料老人ホーム等の利用実態調査」 (2009年2月実施、6月公表) により、都では利用者の属性や自治体にヒアリング調査を実施

- 1 利用者の属性 <u>親族の援助が得られない単身高齢者</u>で、認知症、精神疾患等と思われる人が多く、 このことにより生活管理(家事、金銭管理、服薬管理等)ができず、居宅生活が継続 困難となった事例が多い。
- 2 法外施設の利用が多い自治体
 - ・居宅生活が困難、病院からの退院先の確保が困難な場合などに利用
 - ・介護保険施設等が不足。法内の有料老人ホームは高額のため利用できない
 - ・密に連携しているところもあったが、総じて生活保護所管課と高齢福祉所管課との連携は薄い



●●●都の緊急の取組

- ①未届け有料老人ホームの緊急点検
- ②生活保護受給者の有料老人ホーム等の利用実態調査
- ③福祉事務所の体制・機能強化に向けた指導の徹底
- ④低所得の要介護高齢者等の「すまい」確保
 - ・「少子高齢時代にふさわしい新たな『すまい』実現PT」 (座長:猪瀬副知事)での検討
- ⑤ケア付き高齢者住宅等に関わる法規定の整備 【国要望】(2009年5月18日)
- ⑥未届有料老人ホームへの緊急対策

都市型軽費老人ホーム

一低所得で身寄りがなく、一人暮らしが困難な言齢者への対応



- o 現行制度では、こうした高齢者を対象とする福祉施設として、 「養護老人ホーム」や「ケアハウス」等がある。
- o しかし、養護老人ホームは共有設備の設置基準が10項目以上 と多く、建設面積が必要となり、整備コスト等が割高に。
- o ケアハウスは、居室面積基準が21.6㎡であることなどから土地 取得コストや整備コストが家賃等に反映され、負担が高額に。



大都市の実情を踏まえた新たな施設基準が必要

都市型軽費老人ホーム

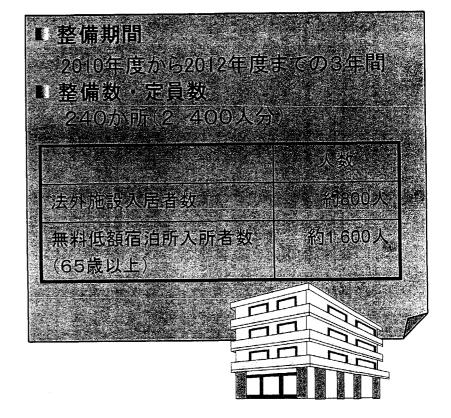
- ① 主に都市部の低所得者の要介護・要見守りの高齢者が対象
- ② 地価の高い東京の事情を踏まえた新たな施設基準
- ③ 低額な自己負担で見守りなどのサービスを提供し、介護職員も配置

設定条件

- ◆入所定員 20人以下(5人以上)
- ◆居室面積 7.43㎡以上。原則として個室 緊急連絡のブザー等を設置
- ◆職員配置 管理上の支障がない場合は、施設長、生活相談 員が兼務可能等、最低限の人数で運営可能に
- ◆設備基準 集会室等を必置としない特例的な基準

課題

概ね要介護3以上の重度要介護者の受け入れは困難

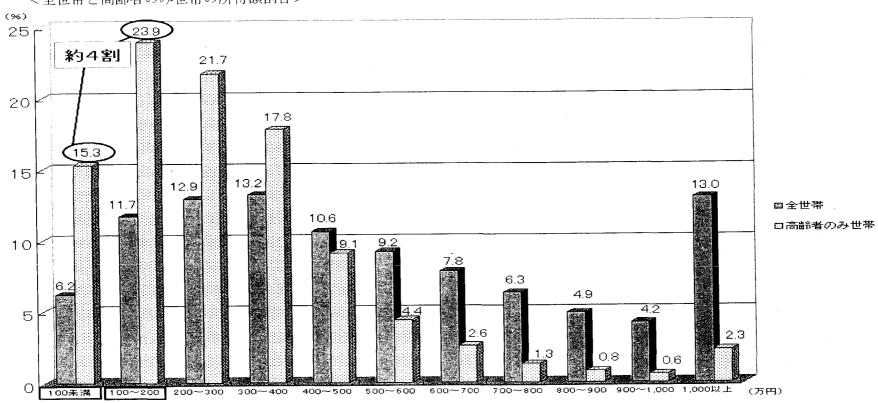




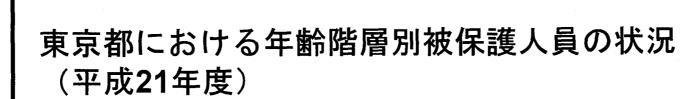
東京都における全世帯・高齢者のみ世帯の 所得額の割合

* 高齢者のみ世帯に着目すると年収200万円以下の世帯が約4割で、所得の低い世帯の割合が高い

<全世帯と高齢者のみ世帯の所得額割合>



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007(平成19)年) (同調査における2006(平成18)年1年間の所得)



(単位:人)

年 齢	0~40歳	41~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	合計
人数	48,961	19,075	30,140	24,112	28,552	27,334	20,260	20,761	219,195
	00.0%	8.7%	13.8%	11.0%	13.0%	12.5%	9.2%	9.5%	
割合	22.3%	0.770	1 3.0 /0	11.0/0		. 44	.2%		

・65歳以上被保護人員の推移

平成12年度 50,427人 → 平成21年度 96,907人(1.9倍)

・保護率の推移と他市との比較

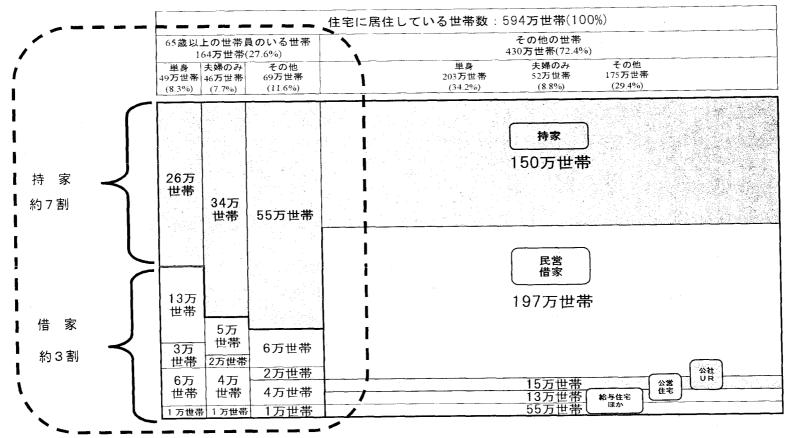
(単位:‰)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
東京都	11.3 (10.9)	12.1 (11.6)	13.1 (12.5)	14.1 (13.5)	14.9 (14.3)	15.2 (15.2)	15.6 (15.2)	15.8 (15.3)	16.1 (16.9)
横浜市	9.5	10.2	11.1	12.2	13.0	13.5	13.8	14.0	14.2

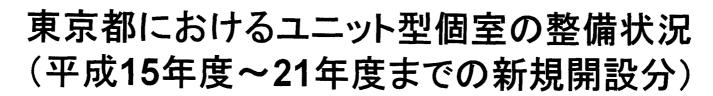
資料:福祉行政報告例(年度平均)。なお、()内は一斉調査による保護率を示す。



- 都内において住宅に居住している世帯約594万世帯のうち、65歳以上の世帯員のいる世帯(約164万世帯(27.6%))について みると、持家は約7割、借家は約3割となっており、その他の世帯約430万世帯(72.4%)に比べ持家の比率が高くなっています。
- また、上記の住宅以外に高齢者施設等の入所者は約10万人となっています。



資料:総務省「住宅・土地統計調査」2008(平成20)年



※平成17年度以降の特別養護老人ホームは全てユニット型で整備

	1	持別養護	老人ホー	L		介護老人	保健施設	ž	備考
開設年度	施設数	うちユ ニット型	定員数	うちユ ニット型	施設数	うちユ ニット型	定員数	うちユ ニット型	(ユニット化に伴う都の方針等)
平成15年度	8	1	634	80	6	1	774	16	(国)ユニットケアを行う「小規模生活単位型」での整備を基本とする。 ユニット型の介護報酬を設定、入居者の「居住費」に関する基準改正 〇国庫補助金による整備
平成16年度	11	2	847	97	14	2	1,552	144	〇国庫補助金による整備
平成17年度	15	12	1,300	1,063	11	3	1,370	116	(国)平成17年10月・介護保険3施設の居住費・食費を保険給付外に・老健・療養型にもユニット型の基準・報酬を設定 ○交付金化(小規模生活単位型を基本としつつ、地域の事情も踏まえるものとする)
平成18年度	7	6	545	469	7	1	753	42	(国) H18年3月31日、平成26年度までにユニット化率70%の目標とする指針を示す。ユニット型の報酬見直し 〇交付金廃止・都単独補助開始(ユニット型を基本としつつ、地域の事情も 踏まえるものとする)
平成19年度	9	9	862	862	6	3	670	160	〇ユニット型による整備計画を基本とする。(特養) 〇ユニット型による整備計画を優先する。(老健)
平成20年度	5	5	459	459	3	1	338	100	〇ユニット型による整備計画を基本とする。(特養) 〇ユニット型による整備計画を優先する。(老健)
平成21年度	9	9	817	817	1	1	47	47	〇増改築、改修型創設について、従来型を補助対象とする。(特養)

[※]一部ユニット型施設を含む。(定員数はユニット型個室数に限定して計上。)

[※]増築・改築に伴うユニット型施設は含んでいない。

ユニット化率(平成21年竣工分まで)

	特養	老健	〔参考〕 平成26年度までの国の目標値		
整備数	36, 129人	17, 017人			
ユニット定員数	5, 352人	645人	特養の個室割合	3施設の個室割合	
うち一部ユニット型	285人	266人			
ユニット化率	14. 8%	3. 8%	70%以上 50%以上		



● ● 東京都の特別養護老人ホーム整備費補助制度 の概要と推移

												単位:円
	[2	⊠ 分	 平成11年度 	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
			措置制度	介護保険制度								-
	制度	度の変遷 	国補助金+都	国補助金+都加算————————————————————————————————————					国補助金廃止 ⇒交付金化	交付金廃止 ⇒税源移譲 ^一		
	都	従来型	005 700	202.000		7,200,000	7,100,000	6,900,000			_	_
補建	都基準	ユニット型	295,700	282,800	269,300	5,100,000	5,000,000	4,900,000	3,898,000	3,898,000	3,898,000	6,450,000
補 助 基建物整備	国	 従来型	245,900			6,500,000	6,500,000	6,000,000		2 W		(★)促進係数1.5
基備	基準	ユニット型		245,900	245,900	4,600,000	4,500,000	4,200,000	3,898,000		<u> </u>	4,300千円×1.5
準		算定単位	・ が当たり(1	人当たり基準面			<u> </u>	定員1人当たり)		L	
単設		都 基 準	0.40.000	0.40.000		100.000	100.000		136,000	-		
		国 基 準	248,000	248,000	248,000	186,000	186,000	141,000	_			
備		算定単位				定員1人当たり	J	A Control of the Cont		_		_
古屋	/L tho	都基準	结 肋甘维素		の応属いより	地 州甘淮兴	無の100/ hp等 /	90比戻い L\	知事が 定めた額	10%加算 (3階層以上)	10%加算 (3階層以上)	_
高僧'	層化加算 ————— 国基準	補助基準阻 	ī積の8%加算(∶)陌眉以工/	補助基準里	補助基準単価の10%加算(3階層以上)				_	_	
	補	助率		3/4					定額		' 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

[※] 特養施設整備費補助のうち、主なものを記載

^(★)促進係数:整備率が低い区市町村における整備促進 のため導入(整備率が1%未満の場合、促進係数は1.5)



都内特養の入所人数(所得段階別・要介護度別)

米ユニット型の第1段階入所者は、ほどんどが老齢福祉年金受給者は境界層談当者

被保険者の所得段階別割合(平成21年6月末現在)

(単位:%)

第 1 段 階	第 2 段 階	第 3 段 階	第 4 段 階 以 上
3 .	7 9 1 6 .1 6	10.87	6 9 .1 9

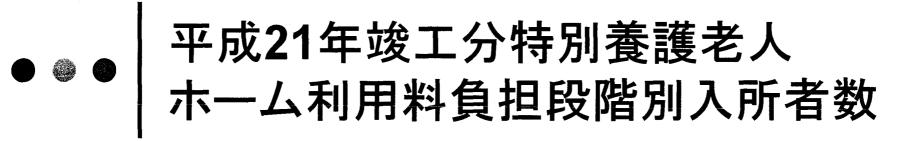
特別養護老人ホーム入所者数(所得段階別、要介護度別)

ユニット型

			The state of the s							
H22年8月1日時点の 入所者数		利用者負担段階								
区分	第 1 段 階	第 2 段 階	第3段階	第4段階以上	言十	割合				
要介護度1	0	35	16	20	71	1.7%				
要介護度2	3	155	54	89	301	7.4%				
要介護度3	6	479	167	252	904	22.3%				
要介護度4	1.1	793	248	459	1,511	37.2%				
要介護度5	13	713	184	362	1,272	31.3%				
富十	33	2,175	669	1,182	4,059	100.0%				
割合	0.8%	53.6%	16.5%	29.1%	100.0%					

従来型特養

H22年8月1日時点の 入所者数		和月	用者負担段阿	皆		(単位:人)			
区分	第 1 段 階	第 1 段 階 第 2 段 階 第 3 段 階 第 4 段階以上 計							
要介護度1	171	333	125	108	737	2.8%			
要介護度2	348	1,029	377	311	2,065	7.9%			
要介護度3	962	2,690	910	894	5,456	20.8%			
要介護度4	1,182	4,690	1,470	1,625	8,967	34.1%			
要介護度5	961	4,976	1,434	1,686	9,057	34.5%			
富十	3,624	13,718	4,316	4,624	26,282	100.0%			
割合	13.8%	52.2%	16.4%	17.6%	100.0%				



施設名	武力为从		利用料負担段階							
他 故石	所在自治体	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	計(人数)				
Α	M区	0	19	6	43	68				
В	M区	0	25	9	61	95				
С	S区	0	14	5	9	28				
D	T区	0	60	14	45	119				
E	K区	0	49	26	17	92				
F	S区	0	32	6	55	93				
G	区	1	19	11	12	43				
Н	N区	0	22	9	22	53				
Ι	M市	0	29	12	59	100				
J	M市	0	64	19	23	106				
計(人数)		1	333	117	346	797				
割合(%)		0.1	41.8	14.7	43.4	100.0				



※ 生活保護受給者がユニット型個室を利用するのは、極めて 限定されている。

平成15年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知により、生活保護受給者のユニット型個室利用については、居住費の利用者負担分について<u>保護費で対応しなくとも入所可能な場合に限定</u>して認められることとなった。

保護費で対応しなくとも入所可能な場合の想定として、

- (ア)介護報酬による低所得者負担軽減分で居住費全額を賄うことが可能 な場合
- (イ)自治体の単独事業等により居住費の利用者負担分が免除される場合
- (ウ)施設側が利用者の収入の状況等にかんがみ、利用者から居住費の 徴収を行なわない場合

等と列挙されているが、実際にこのような状況を実現するのは困難である。

ユニット型個室の 平均居住費・食費 (東京23区)

※平成15年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知中、保護費で対応しなく とも入所可能な場合の想定 (ア)における、「介護報酬による低所得者負担軽減分で 賄う居住費」は74,245円/月となる

(単位:円)

	平均額	(A) ※	基準費用	l額 (B)	差額 (超過負担額) (A)(B)		
•	日額	月額	日額	月額	日額	月額	
居住費	2, 395	74, 245	1, 970	61, 070	425	13, 175	
食費	1, 649	1, 649 51, 119 1		42, 780	269	8, 339	
計	4, 044	125, 364	3, 350	103, 850	694	21, 514	

※東京23区内にあるユニット型特養について、東京都介護サービス情報公表システムより抽出。

生活保護受給者がユニット型特養を利用するのに 必要な費用の積算

○都内の特別養護老人ホーム定員(平成22年8月1日現在)36,160人 ≒

36,000人

×

うち、入所者における生活保護対象者割合

およそ 10%

〇都内特別養護老人ホームの平均居住費

(平成15年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知中、

保護費で対応しなくとも入所可能な場合の想定 (ア)における、

X

介護報酬による低所得者負担軽減の額)

74,245円/月 = 890,940円/年 = 891,000円/年

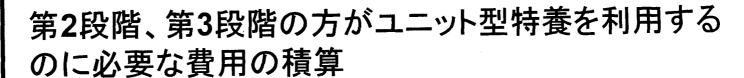
およそ 32億1千万円

特別養護老人ホーム利用料負担段階別の年間利用料

*都内外所者の約半数を占める第2段階では、下記以外では社会保険料等の負担がある現状では、 コニット型個室を利用することは困難。 *第3段階のうち、収入が低い方においては、ユニット型個室を利用することにより費用が収入をよった。

								(金額単位:円)	
	•	設·利用者負担	31日	計算				年間の利用料	入所者の割合
	単価(特別区10.6	夫婦世帯の場合、1単 68)の地域、要介護度4の 	居住費	食費	日常生活費	介護保険の1 割負担※1	計(A)	(A)×12月	※ 4
	第1段階	従来型個室	9,920	9,300	10,000	15,000	44,220	530,640	
市町	(例)生活保護	多床室	0	9,300	10,000	15,000	34,300	411,600	11.0%
村	受給者等	ユニット型個室	25,420	9,300	10,000	15,000	59,720	716,640	
町村民税世帯非課税者	第2段階	従来型個室	13,020	12,090	10,000	15,000	50,110	601,320	
世	(例)年金等80	多床室	9,920	12,090	10,000	15,000	47,010	564,120	48.6%
非	万円以下	ユニット型個室	25,420	12,090	10,000	15,000	62,510	750,120	
課税	第3段階	従来型個室	25,420	20,150	10,000	24,600	80,170	962,040	
者	(例)年金80万 円超211万円	多床室	9,920	20,150	10,000	24,600	64,670	776,040	14.8%
	以下の者	ユニット型個室	50,840	20,150	10,000	24,600	105,590	1,267,080	
	第4段階	従来型個室	35,650	42,780	10,000	26,520	114,950	1,379,400	
	(例)年金211 万円超の者	多床室	9,920	42,780	10,000	26,753	89,453	1,073,436	25.5%
	の日起の名	ユニット型個室	61,070	42,780	10,000	27,311	141,161	1,693,932	

- ※1 施設サービス費の1割もしくは高額介護サービス費の低いほうを使用
- ※2 介護福祉施設サービス費・ユニット型介護福祉施設サービス費の基本部分のみ算定(加算は含まない)
- ※3 このほかに、各種加算の1割負担、特別なサービスの費用が利用者負担として加わる。
- ※4 平成22年1月分 介護保険事業状況報告



*第2段階について、

○都内の特別養護老人ホーム定員(平成22年8月1日現在)

36.160人

36,000人

×

うち、入所者における第2段階の方の割合

およそ 50%

○都内特別養護老人ホームの平均居住費から利用者負担を控除

74. 245円/月—25. 420円/月=48. 825円/月=585. 900円/年 =

586,000円/年

およそ 105億5千万円

(うち、低所得者負担軽減として新たに増加する分 (74,245-61,070) ×12月×18,000人=およそ28億5千万円)

*第3段階について

〇都内の特別養護老人ホーム定員 (平成22年8月1日現在)

36, 160人

÷

36,000人

×

うち、入所者における第3段階の方の割合

およそ 15%

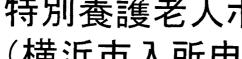
○都内特別養護老人ホームの平均居住費から利用者負担を控除

74, 245円/月—50, 840円/月=23, 405円/月=280, 860円/年 =

281,000円/年

およそ 15億2千万円

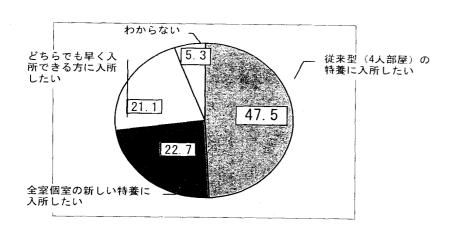
(うち、低所得者負担軽減として新たに増加する分 (74,245-61,070)×12月× 5,400人=およそ8億5千万円)



特別養護老人ホーム入所申込者の意向 (横浜市入所申込者調査 平成19年11月)

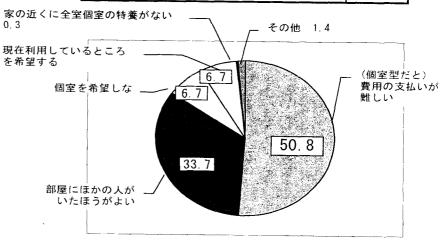
<問39>現在、市内の特養は4人部屋が多いですが、平成 17年4月から全室個室の特養が開所しています。 4人部屋中心の特養より部屋代(居住費)が かかりますが、このような全室個室の特養を 利用したいと思いますか(〇はひとつ)

1	従来型(4人部屋)の特養に入 所したい	47.5
2	全室個室の新しい特養に入所 したい	22. 7
3	どちらでも早く入所できる方 に入所したい	21. 1
	わからない	5. 3



【問39で「1」と答えた方におうかがいします】 <問39-1>従来型(4人部屋中心の特養)に入所したい。 理由は何ですか

1	(個室型だと)費用の支払いが難しい	50. 8
2	部屋にほかの人がいたほうがよい	33. 7
3	個室を希望しない	6. 7
4	現在利用しているサービス(デイサー ビス・ショートスティ)を利用してい るところを希望する	6. 7
5	家の近くに全室個室の特養がない	0. 3
6	その他	1. 4





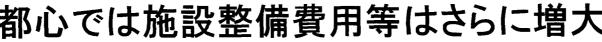
都市部における施設整備費用等と居住費への影響 ~都や区市の補助金等により利用者負担軽減を図っているが、それでも居住費は基準費用額 を大幅に上回っている。(23区・三鷹市・武蔵野市)

●土地を購入した場合(定員109名で試算)

※整備データ・・・東京都2004~2009年度 特別養護老人ホーム(23区・三鷹市・武蔵野市の)補助対象施設計35箇所実績

敷地面積	3661.66 m²	(※整備データ平均値) 最小値: 455.62㎡ 最大値:8325.30㎡
用地があたり単価	296,654 円/㎡	(購入を行った22施設の購入費の平均値) 最小値: 118,617円 最大値:605,143円
延床面積	5260.54 m	(※整備データ平均値) 最小値: 1360.00㎡ 最大値:8871.97㎡
があたり建築単価	246,934 円/㎡	(※整備データ平均値) 最小値: 191, 283円 最大値: 306, 728円
① 用地費(取得費)	909,333,615 円	(購入を行った22施設の購入費の平均値) 最小値:2億3千万円 最大値:21億1千万円
② 建築費用	1,271,387,918 円	(整備データ平均値)
③ 設計管理料	63,569,396 円	(建築費用の5%)
④ 備品費	114,424,913 円	(建築費用の9%)
⑤ 建物費用総合	1,449.382,227 円	
⑥ 建物借入金	661,902,054 円	(整備データ平均値) 償還期間20年
⑦ 建物借入金利息分	189,404,775 円	(整備データ平均値) 償還期間20年
⑧ 建物借入金利子補給分	66,357,527 円	(整備データ平均値) 償還期間20年
9 都補助金	441,869,147 円	(施設整備費補助金の72%)整備データの都と区市補助金の平均割合
⑩ 区市補助金	171,838,002 円	(施設整備費補助金の28%)整備データの都と区市補助金の平均割合

⊚-	◎一人あたり月額居住費の算定 (単位:円								
АЯ	A 用地費						a=用地費(取得費)①÷50年÷12月÷109人(定員)		
					1	3,904			
ВЗ	建物コス	スト					B=(建物費用総合⑤+建物借入金利息分⑦)÷20年÷12月÷109人(定員)		
					(32,645			
84	コスト	1	I	都補助:	金		I =都補助金⑨÷20年÷12月÷109人(定員)		
	ら差し				10	6,891			
51	くもの		П	区市補	功金		Ⅱ =区市補助金⑩÷20年÷12月÷109人(定員)		
		41,				6,569			
	Ⅲ 建物借入金利子補給分						Ⅲ=建物借入金利子補給分⑧÷20年÷12月÷109人(定員)		
]				2,537			
C fi	修繕費		Mary Mary			<u>, —</u>	平成19年度から21年度開設施設の居住費徴収額のうち修繕費としての平均値		
				The state of the s	And the state of t	13,295			
D 3	光熱水	費					平成22年度以降開設予定施設の居住費徴収予定額のうち光熱水費としての平均値		
	14,624				14,624				
居		E			7	8,471	都補助金・区市補助金・利子補給 あり (A+B+C+D-I-I-II)		
住费		ı	···········	300	10	4,468	補助金等の助成なし (A+B+C+D)		

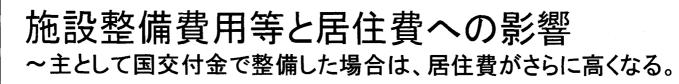


● 都心では施設整備費用等はさらに増大 ~都と区で一人当たり1千万円以上の補助をすることにより、利用者負担の低減を図っている。

●借地の場合(都有地公募事業・新宿区矢来町の例)定員90名

敷地面積	1541.68 m²	
① 年額賃料	56,665,980 円	月額 4,722,165円
② 年額賃料(50%減額後)	28,332,990 円	月額 2,361,083円
③ 建築費用	1,220,880,200 円	
④ 設計·監理費	24,770,718 円	
⑤ 備品費	76,069,520 円	見込み
⑥ 建物費用総合	1,321,720,438 円	
⑦ 建物借入金	0円	
⑧ 建物借入金利息分	0円	
⑨ 建物借入金利子補給分	0円	
⑩都補助金	580,500,000 円	
① 区補助金	410,000,000 円	

<u></u>	人	あたり	リ月額居住:	費の算定		(単位:円)			
Α	、月額賃料(年額賃料÷12月÷90人(定員)								
						52,469			
A'	(5	0%t	地代減額	後)		26,234			
В	建物	物コス	(-				B=(建物費用総合⑥+建物借入金利息分®)÷20年÷12月÷90人(定員)		
						61,191			
	総コ	スト	I	都補助	金		I =都補助金⑩÷20年÷12月÷90人(定員)		
	から	差し				26,875			
	引く:	ものし	П	区市補	助金		II =区市補助金⑪÷20年÷12月÷90人(定員)		
		1		***************************************		18,981			
			П	建物借	入金利子補約	合分	Ⅲ=建物借入金利子補給分⑨÷20年÷12月÷90人(定員)		
						0			
С		繕費					平成19年度から21年度開設施設の居住費徴収額のうち修繕費としての平均値		
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13,295			
D	光	熱水質	費				平成22年度以降開設予定施設の居住費徴収予定額のうち光熱水費としての平均値		
	14,624				14,624				
	居	E	(減額後)	_	69,488	都補助金·区補助金 (A'+B+C+D-I-Ⅱ)		
Πt	主世		G			141,579	補助金等の助成なし(地代減額もなし) (A+B+C+D)		



●借地の場合(国分寺市・ユニット型小規模特別養護老人ホーム)定員29名

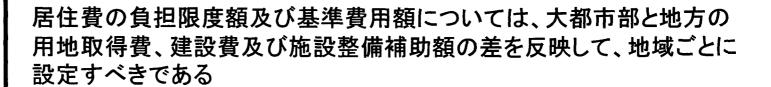
施設全体		認知症高齢者GH・小規模多機能・高専賃 と合築
敷地面積	3067.21 m	
総延床面積	2577.43 m ²	うち 特養専用部分 981.94㎡ (全体の53.88%)
①借地料(年額)	22,907.521 円	(うち 特養部分 12,342,572円) 償還期間20年
②総建築費	1,040,581,000 円	(うち 特養部分 560,665,043円)
③借入利息	134,766,750 円	(うち 特養部分 72,612,325円)
④利子補給	42,080,454 円	(うち 特養部分 22,672,949円)

A J	月額賃料	4		35,467	A=借地料(年額)①×53,88%÷12月÷29名(定員)
В 3	建物コス	.			B=(総建築費②+建物借入金利息分③)×53, 88%÷20年÷12月÷29人(定員)
				90,988	
8/4	ミコスト	I	国交付:	金	I =国交付金(40,000,000円)÷20年÷12月÷29人(定員)
カ	いら差し			5,747	
5	ドもの	I	都補助:	£	Ⅱ =都補助金・重点整備事業(10,000,000円) ÷20年÷12月÷29人(定員)
				1,437	
<u> </u>	Ĺ	Ш	市補助	金	Ⅲ=市補助金(37,500,000円)÷20年÷12月÷29人(定員)
				5,388	
		IV	建物借。	入金利子補給分	Ⅳ=利子補給分(22,672,949円)÷20年÷12月÷29人(定員)
L_				3,258	
C 1	修繕費				平成19年度から21年度開設施設の居住費徴収額のうち修繕費としての平均値
				13,295	
D à	光熱水費				施設として設定している金額
	N-ux-			9,000	
居住		E		132,920	国交付金·都補助金·区補助金·利子補給 あり (A+B+C+D-I-Ⅱ-Ⅲ-Ⅳ)
費		F 143,0		143,003	国交付金のみ (A+B+C+D- I)

● ● ■ | 居室面積緩和による影響(東京都)

〇ユニット型施設の建設コスト	(東京都)			
データ: 東京都2004~20	09年度 特別養護老人ホーム	(23区・三鷹市・武蔵野の))補助対象施設計35箇所実績	績より
・一床あたりの平均延床面積	48.57 m ² ·床			
・1㎡あたりの建設費用		→坪単価	814,882 円/坪	
・一床あたりの建設単価				
•平均入所定員	109 人			
○面積基準緩和によるコスト洞	t			
	* (13.2–10.65)m² × 246,934円 × 1	100 l — 60 625 205 III		
•	(13.2-10.03/111~240,934円~1 にない場合・・・間口を狭めず、奥		≦和オス→削減効甲○(ゼロ)	
	にない場合・・・間口で決めり、契 建設費用×5%=68,635,305×		では、40~門成別末り(では)	
市区市17年	建 政复用 ^ 3 70 — 00,030,300	3,431,703 [7]		
○建設コスト(居室面積部分+	·設計料)+借入利息分			
・建設コスト: 68,635,305円+3,4		2,067,071 円		
借入れ利息(建設時に借り	入れた利息は、居住費に組み込	む)→借入比率:建設コ	スト全体の37.03%、20年償還	、利息20%
・借入れ利息分:	72,067,071円×37.03%×利息2	20%= 5,337,287 円		
		→総額で1施設	あたり <u>77,404,358円</u> の減	
〇利用料減少(一人当たり減少	>額/月)			
·77,404,358円÷20年÷12	2ヶ月÷109人 一人あたり <u>2.</u> 5	959円/月(約3.98%)の	減少	
	. = 11 45 11			
東京都23区内	のユニット型特養の居住費平均	74,245 円		

98%居住費が減少したとしても、居住費は71,298円で現在の基準費用額を1万1千円以上超過している。

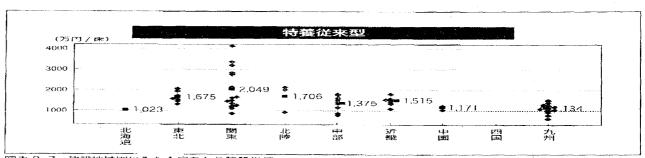


○地価について

都道府県	平均価格 (㎡あたり)	指数 (都: 100)
東京都	354, 100 円	100. 0
埼玉県	120, 400 円	34. 0
千葉県	83, 100 円	23. 5
神奈川県	190, 100 円	53. 7
大阪府	163,600 円	46. 2

^{* 2007}年都道府県別地価調査 (国土交通省)

○建設費について



建設地域別にみた1床あたり建設単価

○施設整備費補助額について

	東京者	3(注1)	横浜市(注2)	
施設整備費補助	促進係数1.0の場合	促進係数1.5の場合	371.2万円	
(定員一人当たり)	430万円	645万円		

⁽注1)施設を整備する区市町村における特別養護老人ホームの定員数を65歳以上高齢者人口で除して算出した整備率に応じた促進係数制度を設けている。 (注2)横浜市の補助制度は特別養護老人ホーム 建設の手引き(平成22年5月17日発行)に基づき、定員30人以上の特養を建設する場合について記載

^{*「}高齢者施設における建物整備と法人経営」(社団法人 日本医療福祉建築協会。2009年3月より)

●●●東京都の特養整備方針

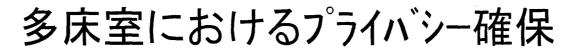
o 平成20年度まではユニット型での整備を基本としてきた。



・改築にあたっては、現利用者の利用者負担能力に配慮する必要



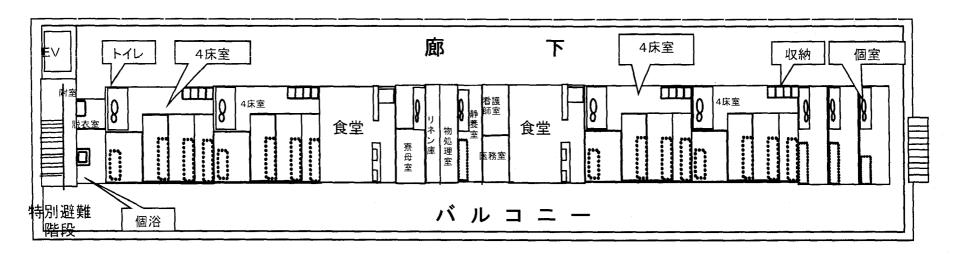
o ユニット型を基本としつつ 平成21年度から増築・改築に限り、従来型整備を認める 平成22年度から創設の場合、3割を上限に従来型多床室 を認める



- 〇一部は、ユニット型個室を整備する
 - ・従来型多床室は、総定員のおおむね3割以内とする
- 〇居室についての条件
 - A 将来個室に転換可能な設計
 - ・パーテーションや水周りに工夫
- ・個室とした場合の一人あたり基準面積の確保

- B 個室的な従来型多床室とする
 - ・障子等を用いた可動壁などで、ベットの間を区切る等
- C 少人数単位でのケアが可能な設計

 - ・浴室は、各階に設ける
 - ・入所定員4人あたり1ヶ所のトイレ設置・15人前後を単位に食堂(居間)を設ける
 - ・排泄、入浴介助等、個別ケアが可能な設計





部ユニット型特別養護老人ホームの取扱いについて(経緯)

平成14年度

厚生労働省より、特別養護老人ホーム等の新設にあたってはユニット型を基本とする方針 が出る。

平成18年3月

東京都より厚生労働省に対し、一部ユニット型老人保健施設の整備について照会

平成18年3月31日

厚生労働省より、第3期介護保険事業計画 (平成18~20年度)の策定にあたり、 平成26年度の特別養護老人ホームのユニット型施設割合を70%以上とすることを 日標とする旨の指針が出る

平成21年5月28日

全国介護保険担当課長会議資料で「特別養護老人ホームについてはユニット型を 基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする」と示される。

平成22年3月24日

厚生労働省より「平成15年4月1日以降新設される特別養護老人ホームの中に ユニットとそれ以外が併存する場合には、当該施設は一部ユニット型施設に該当 しない」とする事務連絡が発出される。

平成22年4月16日 厚生労働大臣方針

- ・ユニット型施設の1人あたり居室面積の引き下げ(13.2→10.65㎡)
- ・個室ユニット化方針堅持

が示される。

・国に対する要望

平成22年5月20日 九都県市首脳会議緊急要望

「特別養護老人ホーム等の整備に関する緊急要望」

〇 (特別養護老人ホームにおける) 多床室とユニット型個室との合築を認めるなど地方の実情に 応じた柔軟な施設整備が行えるよう強く要望する

平成22年6月 関東地方知事会

「一部ユニット型特別養護老人ホーム等の取扱いについて」

- 〇特別養護老人ホームの従来型整備や一部ユニット型整備は、待機者解消や低所得者の負担軽減、 さらには高齢者の多様なニーズへの対応のため有効かつ必要な施策であり、今後も地方の判断 による柔軟な対応ができるようにすること
- 〇従来型とユニット型を併設した特別養護老人ホーム(開所済み含む)における介護報酬については、一部ユニット型施設としてユニット型部分については、ユニットケアを評価した報酬額を適用すること

平成22年7月29日 全国知事会

「一部ユニット型特別養護老人ホーム等の取扱いについて」

○特別養護老人ホームの従来型整備やユニット型を併設した施設整備については、地方の判断による柔軟な対応ができるようにすること。

そのため、従来型とユニット型を併設した特別養護老人ホームにおける介護報酬については、一部ユニット型施設としてユニット型部分にユニットケアを評価した報酬額を適用すること。

●●●都内の一部ユニット型老人保健施設について

平成17年10月2日以降に開設許可した一部ユニット型老健

ユニット単位でのケアは、十分な人員配置により行われている。 (入所者1. 5名に対し、職員1名を確保。(平均))

		従来型	(多床室)	従来型(個室)		個室ユニット型					
	許可年度	定員	介護職員 看護職員	定員	介護職員 看護職員	定員	ユニット数	介護職員・看護 職員 (うちユニット リーダー)	職員配置	ユニットケア の実態(自治 体の判断)	従来型とユニット型の職員の配置 状況
A 施設	H19	80	27.6 7.3	-	-	20	2	13.9 (2)	1:1.4	0	別々に固定して配置(一定期間ごとにローテションを実施)
B施設	H19	64	33.6 7	16	多床室 と兼務	20	2	12 (2)	1:1.7	0	別々に固定して配置
C施設※	H22	74	26.2 ⁻ 11	36	多床室 と兼務	40	4				別々に固定して配置(予定)
平均									1:1.5		

[※]C施設については、未だユニット部分をオープンしていない。

[※]第66回社会保障審議会介護給費分科会(平成22年7月29日)資料より抜粋。

結論(その1)

一部ユニット型施設の取扱いについて

(1) 国と地方の役割

介護保険に関する地方の事務は自治事務と位置づけられている。法定受託事務と比較して、自治事務の場合、国の関与は技術的な助言・勧告、報告徴収など必要最低限のものに限定されている。

介護保険における国の主たる役割は、事業運営が健全かつ円滑に行われるよう、制度全体の枠組みの設定、サービス基盤の整備の推進、財政の負担等を担うことである。施設の指定基準等については、地方の実情に応じて、自治体の 裁量と責任において定められるようにすべきである。

現在、地域主権改革推進一括法案が国会で審議されているが、居室面積等が「従うべき基準」とされるなど、全国一律の基準が残っている。国は「人権に直結する運営基準」以外は地方の判断で定めるようにすべきであり、居室定員についても「参酌すべき基準」として取り扱うことが適当である。

(2) 一部ユニット型施設の取扱いについて

平成15年4月2日(老人保健施設にあっては平成17年10月2日)以降に新設されたユニット型と従来型を合築した特別養護老人ホームが、一部ユニット型施設に該当しないことについては、基準省令上の規定がなく、解釈通知が示されているに過ぎない。このことが、一部ユニット型施設をめぐる混乱の原因である。

一部ユニット型施設の規定について、平成15年4月1日(老人保健施設については平成17年10月1日)以前の施設にのみ適用される経過的な措置であるのであれば、ユニット型と従来型の合築施設については、ユニット型施設と従来型施設それぞれ別々の施設として指定し、それに見合う介護報酬を設定すべきである。

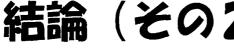
別々の施設として指定するにあたっては、入所者の直接のケアに従事する職員以外の施設長、生活相談員、サービス計画担当者などについて、2施設での兼務 を可能とするとともに、施設についても医務室等について2施設での共用が可能になるような措置を講じられたい。

これらのことについては老人保健施設、介護療養型医療施設も同様の扱いとされたい。

(3)介護報酬の取扱いについて

平成15年4月2日(老人保健施設にあっては平成17年10月2日)以降に新設された合築特養で、国の解釈通知と異なり、一部ユニット型施設として指定した施設のユニット型部分においても、ユニット型指定介護老人福祉施設基準に基づく、施設の整備・運営が行われているだけでなく、人員については、他のユニット型施設同様に、介護報酬に見合った手厚い配置がなされている。

従って当該施設において、国の解釈通知に照らして<u>一部ユニット型施設には該当しないとの機械的な判断により、ユニット型部分の介護報酬の返還が生じないよう取り扱われたい。</u>



• **結論(その2)** ユニット型特養の整備促進について

今後とも、ユニット型特養の整備を促進するために、以下の事項を実現されたい。

(1) 低所得者もユニット型特養を低廉な居住費負担で利用できる仕組みを国の責任に おいて構築されたい。

また、制度設計に当たっては、入所者の収入、資産を的確に捕捉し、居住費負担に 反映するとともに、特養の入所者と認知症高齢者グループホーム利用者や居宅の高齢 者との公平性を確保できる仕組みとされたい。

さらに、必要な財源、国と地方の費用負担割合についても明らかにされたい。

(2) 平成26年度までに、特養の個室割合を70%以上とするとの国の目標を達成するため には、既存の従来型特養のユニット型特養への転換を進める必要がある。しかし、 東京都内の既存施設は、建ペい率、容積率限度一杯で建設しているため、現在地での 改築は不可能である。建替えに必要な用地を確保できるよう支援策を講じられたい。

- (3) 東京都においてユニット型特養の整備を促進するためには、施設の用地確保が課題である。都では、都有地を社会福祉法人等に対して、地代を減額の上、貸し付け、施設整備を図っているが(23区でも同様の制度を設けている)、国においても、都内の国有地等を地代減額の上、貸し付ける制度を導入されたい。
- (4) ユニット型特養の居室面積基準緩和に伴う居住費の負担限度額及び基準費用額の引き下げには反対である。居住費の負担限度額及び基準費用額の設定に当たっては、大都市部と地方との用地取得費、建設費及び自治体による施設整備費の補助額の差等を適正に反映するよう、全国一律の基準を改め、地域ごとに設定されたい。
- (5) 東京都内では、施設建設に利用できる土地は狭隘で形状もよくない物件が多いことから、用地に適合した柔軟な設計が可能となるよう、ユニット型特養の施設、設備等の基準を緩和されたい。
- (6) 高齢者の尊厳を保持した個別ケアを実現するためには、現行のユニット型特養の人員配置、介護報酬では不十分である。次期介護報酬改定において、ユニットケアのアウトカム評価を行った上で、見直しに向けて検討されたい。

社会保障審議会介護給付責分科会にアリング資料

一部ユニット型特別養護老人ホーム等について

埼玉県

埼玉県の高齢化の現状について

☆本県の高齢化の特徴

- ① 今は高齢化率が全国で3番目に低い
- ② 高齢化のスピードが速い
- ③ 高齢者の絶対数が多い
- ④ 団塊の世代が多い
- ⑤ 単身高齢者や高齢夫婦世帯が急速に増える
- ⑥ 地域間格差が大きく、都市部で高齢化が急速に進展する
- ⑦ 地域とのつながりの比較的薄い人が多い

☆ 本県の高齢者数及び高齢化率

(単位 千人)

☆セーフティネットとして

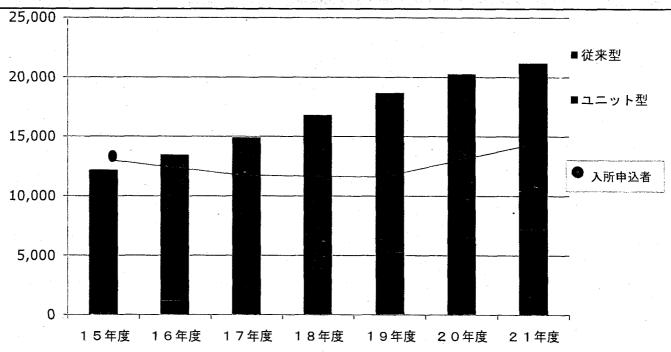
介護基盤の整備が

緊急の課題

区分	H22年 2010年	H27年 2015年	H32年 2020年	H37年 2025年	H42年 2030年	H47年 2035年
高齢者人口	1,468	1,792	1,957	2,005	2.045	2,115
高齢化率	20.7%	25.5%	28.3%	29.7%	31.3%	33.8%

埼玉県高齢者支援計画より

特別養護老人ホームの整備状況と申込者の推移



(定員)						-	(人、%)
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	2 1 年度
ユニット型ー	148	1,152	2,397	3,883	5,250	6,495	7,183
	1.2%	8.5%	16.0%	23.1%	28.1%	32.0%	33.9%
従来型	12,091	12,337	12,556	12,957	13,447	13,804	14,030
() () () ()	98.8%	91.5%	84.0%	76.9%	71.9%	68.0%	66.1%
合計	12 239	13 489	14 953	16.840	18 697	20 299	21 213

申込者	14 172	13.705	12.812	14 648
	17,172	10,700	12,012	14,040

3

特別養護老人ホーム等の整備方針について

ユニット型整備を基本としつつ、地域の実情に応じて柔軟に対応していく

前提事実

- ●原則として生活保護受給者のユニット型利用は 認められていない。
- ●ユニット型は低所得者にとって、割高で利用しにくい 例えば 国民年金の老齢年金(基礎のみ・旧国年)の 平均受給月額 4.9万円(※) この場合、

所得第2段階の利用者負担(1割負担、居住費、食費)は ユニット型個室 月額約5.2万円(要介護3) 従来型多床室 月額約3.7万円(要介護3)

※平成20年度厚生年金保険・国民年金事業の概況より



●既存施設の従来型は 常に満床状態



在宅サービスの充実とともに 施設整備が必要



ユニット型・従来型を併設した一部ユニット型の整備

注 厚生労働省は、平成21年5月の「介護基盤の緊急整備等について」において 「ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もある」としている。

一部ユニット型特養の利用者状況について(5施設)

☆ 一部ユニット型特養 (平成15年4月以降新設) 5 施設 493人の状況 (従来型 145人、ユニット型341人) (H22.4開設分は除く)

利用者負担の段階別状況(22年3月末現在) (従来型)

	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
第1段階	0	5	5	12	2	24	16.6%
(うち生活保護受給者)	0	5	5	10	2	22	15.2%
第2段階	0	9	19	15	15	58	40.0%
第3段階	2	5	11	7	-2	. 27	18.6%
第4段階	0	4	9	12	11	36	24.8%
合計	2	23	44	46	30	145	100.0%

(ユニット型)

	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
第1段階	0	0	0	0	0	0	0.0%
(うち生活保護受給者)	0	0	0	0	0	0	0.0%
第2段階	7	41	52	47	28	175	51.3%
第3段階	2	5	20	17	7	51	15.0%
第4段階	4	12	38	37	24	115	33.7%
合計	13	58	110	101	59	341	100.0%

一部ユニット型特養の利用者状況について(27施設)

★ 一部ユニット型特養 27施設 2, 453人の状況 (従来型 1,331人、ユニット型1,122人)

利用者負担の段階別状況(22年3月末現在)

(従来型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5	計	割合
第1段階	4	14	36	45	35	134	10.1%
(うち生活保護受給者)	1	10	20	29	21	81	6.1%
第2段階	12	61	175	261	272	781	58.7%
第3段階	5	11	60	71	58	205	15.4%
第4段階	5	14	44	88	60	211	15.9%
合計	26	100	315	465	425	1331	100.0%

(ユニット型)

	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	計	割合
第1段階	0	1	0	0	0	1	0.1%
(うち生活保護受給者)	0	0	0	0	. 0	0	0.0%
第2段階	25	122	191	218	133	689	61.4%
第3段階	4	14	43	65	29	155	13.8%
第4段階	10	- 33	97	88	49	277	24.7%
合計	39	170	331	371	211	1122	100.0%

特別養護老人ホームの利用者状況について(県全体)

☆ 県内の全特養 262施設 20,040人の状況

(従来型 13,509人、ユニット型 6,531人)

(平成22年3月末現在開設分)

利用者負担の段階別状況(補足給付の段階)

(従来型)

	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	計	割合
第1段階	47	148	300	384	300	1,179	8.7%
(うち生活保護受給者)	36	118	231	295	181	861	6.4%
第2段階	203	701	1,790	2,837	2,530	8,061	59.7%
第3段階	76	191	501	715	558	2,041	15.1%
第4段階	55	189	493	847	644	2,228	16.5%
合計	381	1,229	3,084	4,783	4,032	13,509	100.0%

(ユニット型)

	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護 5	計	割合
第1段階		7	22	32	14	76	1.2%
(うち生活保護受給者)	0	3	2	5	2	12	0.2%
第2段階	142	573	1,099	1,298	. 770	3,882	59.4%
第3段階	61	141	314	356	206	1,078	16.5%
第4段階	69	167	438	515	306	1,495	22.9%
合計	273	888	1,873	2,201	1,296	6,531	100.0%

特別養護老人ホームの入所申込数

※各施設の待機者数の単純合計であり、名寄せはしていない。

	従来型希望	ユニット型希望	どちらでもよい	希望不明	合計
入所申込数	30,160	12,610	1,226	1,405	45,401
割合	66.4%	27.8%	2.7%	- 3.1%	100.0%

一部ユニット型特養等のユニット部分の人員、設備及び 運営の状況について

1 人員について [

- ・介護又は看護職員は基準の3:1を上回る配置している。
- ・昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護又は看護職員を配置している。
- ・夜間及び新夜については、2ユニットごとに1人以上の 介護又は看護職員を配置している。
- ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置している。 など
- 2 設備について 【
- ・1ユニット10人以下
- ・居室定員は1人
- ·居室面積13.2㎡以上
- ・ユニットに共同生活室を配置 など

- 3 運営について _____
- ・介護が、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境 を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、 入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行って いる。
- ・入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供している。

など

一部ユニット型特養等のユニットケアの処遇状況等について

☆ 一部ユニット型特養等 (平成15年4月以降新設) の状況

- 1 個別ケアの継続性を保てるよう、 情報の共有の仕組み作りや 職員配置・職員教育の実施
- 2 施設の理念の共有のもと、1人ひとりを尊重し、生活リズムに沿った個別ケアの実践



3 在宅に近い環境づくりへの 配慮がなされ、 生活の場としての誂え

- 〇 ユニット職員を固定して配置
- 〇 ユニットごとにユニットリーダー配置
- 各利用者の生活習慣・趣味・好きなこと等 についての意向を把握し個別ケアに取り組ん でいる。
- 〇 プライバシーに配慮したケア(排泄・入浴)
- 家庭的な雰囲気の中で、栄養並びに利用 者の心身の状況・嗜好を考慮した食事の提供
- 〇 職員に対し、研修の機会を確保
 - → 別資料 参照



- ◎ 一部ユニット型特養でユニットケアを実施
- 注 厚生労働省は、既存従来型施設がユニット型を増床した場合、一部ユニット型として 認めている。

9

一部ユニット型特養等の介護報酬について

1 介護保険法に基づく省令には「一部ユニット型」の創設を規制する規定がないこと。

- 2 厚生労働省からも整備が可能であるとの見解を受け、整備(協議)を行ってきたこと。
- 3 「一部ユニット型」のユニット部分では、ユニットケアが行われていること。



☆ 一部ユニット型特養のユニット型部分については、ユニットの介護報酬を 従来型の部分については従来型の介護報酬を適用。

今後の方向性について

1 一部ユニット型特養等の必要性

- ・ユニット型については、生活保護受給者の利用が、原則として認められていない ことや、低所得者の負担感が大きいこと等から、当面一部ユニット型の整備は必 要である。
- ・一部ユニット型の創設あるいは従来型の整備も規制するのであれば、速やかに生活保護受給者の利用を認めるとともに、低所得者に対する補足給付の充実を検討されたい。

2 介護報酬について

・一部ユニット型特養、老健については、人員、設備及び運営面において基準等を充たしている。ついては、ユニット部分についてはユニットの、従来型部分については従来型の介護報酬を適用することについて、御理解いただきたい。

社会保障審議会介護給付費分科会ヒアリング資料

一部ユニット型特別養護老人ホーム等について (別資料)

埼玉県

埼玉県におけるユニットケアの処遇状況等

			該当施設数		<u> </u>	
			特養	老健	tt	備 考 (特記事項・実践例・特色など)
	勤務体制の確保	昼間については各ユニットごとに常時1人以上の 介護又は看護職員を、夜間及び深夜については2 ユニットごとに1名以上の介護又は看護職員を配 置している。	6/6	9/9	15/15	・人員配置については、基準により、従来型と比べ手厚く配置。
	勤務体制の確保	ユニット職員(介護職員)を固定化して配置している。	6/6	9/9	15/15	・利用者との信頼関係を築くとともに入居者の情報の深化や 共有化を図るため固定化。
個別ケアの継続性 を保てるよう、情報 共有の仕組み作り	勤務体制の確保	ユニットごとにユニットリーダーを配置し、そのうち2 名以上(2ユニット以下は1名以上)がユニットリー ダー研修の受講済者である。	5/6	8/9	13/15	(21年度ユニットリーダー研修受請者が追職。22年度研修を受 講予定の施設有り。)
や職員配置・職員 教育の実施	個別ケアの取り 組み	利用者の生活習慣・趣味・好きなこと等についての 意向を把握している。	6/6	9/9	15/15	- 聞き取りや普段の生活状況から把握。 ・希望により新聞の定期購読、書道の通信講座、パソコンのインターネット加入可能。
	個別ケアの取り 組み	利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法 等について理解しやすいよう説明を行っている。	6/6	8/9	14/15.	・入所相談時、入所決定時、ケアブラン作成時、家族訪問時等に 説明。
, - ,	個別ケアの取り 組み	職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保 している。	6/6	9/9	15/15	・施設内におけるユニットリーダー研修やユニット会議の実施。 ・施設外における研修を積極的に受講。
	個別ケアの実践	利用者のプライバシーに配慮したケアを行っている。(排泄ケア・入浴等)	6/6	9/9	15/15	・個々の排泄リズム等のデータを目安に、その日の様子に合わせて対応。 - 入浴時は、誘導、着脱、入浴まで同じ職員が対応。
(食事) 個別ケアの実践 (食事) 個別ケアの実践 (食事)	利用者の心身の状況に応じて、個浴の入浴体制をとっている。	5/6	8/9	13/15	- 家庭的な雰囲気や羞恥心への配慮を大切にして対応。 - 入浴は、1対1での個浴。 - 24時間シートを作成し、個別ケアの中で実施。	
		家庭的な雰囲気の中で、栄養並びに利用者の心 身の状況・嗜好を考慮した食事を提供している。	6/6	9/9	15/15	- 個人の習慣や嗜好をあらかじめ耐房に伝え対応。 ・個人の嗜好にあった飲み物(コーヒー、お茶、ジュースなど)を提供。
		利用者の生活ペースにあわせて食事の提供をしている。(食事時間を十分に確保している。)	6/6	7/9	13/15	・利用者の覚醒状況・生活リズムに応じ、食事時間に幅を持たせ 提供。
		家庭的な雰囲気を尊重するよう、個人の食器の持ち込みを認めている。	6/6	5/9	11/15	・箸、湯飲み、茶碗等は、個人の持ち込み可能。
を設の理念の共有りもと、1人ひとりを事重し、生活リズムに沿った個別ケアの実践	個別ケアの実践 (食事)	家庭的な雰囲気を尊重するよう、ユニットで炊飯等 を行っている。	3/6	4/9	7/15	・利用者に米をといでもらい、炊飯すること有り。
7 .4.1	個別ケアの実践 (食事)	利用者に合わせて、一緒に準備や片づけ等を行っ ている。	6/6	7/9	13/15	・食器の片付け、テーブル拭き、米とぎ等の手伝い有り。
	個別ケアの実践	利用者の出来ること(食事の盛りつけや洗濯物をたたむ等)をできるように支援している。	5/6	8/9	13/15	・洗濯物のたんすへの収納、整理など入居者ができるよう支援。
	個別ケアの実践	利用者の意向に関わりなく、集団でのゲームや行事等について参加を強制していない。(希望を聞いた上で参加支援している。)	5/6	9/9	14/15	・利用者の趣味や以前の生活を聞き取るとともに、参加の意向を確認し、対応。
	個別ケアの実践	介護の際に、利用者の日常生活の援助が過剰な ものとなっていない。	5/6	8/9	13/15	・利用者の意思や自己決定を尊重。
	個別ケアの実践 (社会生活上便 宜の提供等)	利用者の家族と連携を図るよう努めている。	6/6	9/9	15/15	・家族会の設立や家族訪問時の近況報告。 ・ユニット内外の行事等への参加の呼びかけ。
	居室	個室である。(夫婦等で利用する場合は2人部歴も 可)	6/6	9/9	15/15	・13. 2㎡以上を確保し、本人が気兼ねなく過ごせるよう配慮。・居室に家族が自由に出入りでき、場合によっては、宿泊できる。
	居室	使い慣れた家具を個室に持ち込むことを認めている。 る。	6/6	7/9	13/15	・テレビ、仏壇、たんす、ソファ、机、パソコン、電気ポット等の持ち 込み可能。
	ユニット内の設備	ユニット内に居室・共同生活室・洗面設備・便所を 配置している。	6/6	9/9	15/15	・生活がユニット内で行われるよう配慮。
りへの配慮がなさ		他のユニットや多数の入居者が集まる場所がある。	6/6	8/9	14/15	・談話スペース有り。
は、生活の場として ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	共同生活室	共同生活室は利用者が心身の状況に応じて家事を行うことが出来るよう、簡易な流し・調理設備を 設けている。	5/6	8/9	13/15	・ユニット内に食器棚、冷蔵庫、トースターなど有り。
	洗面設備	ユニットで生活できるよう、洗面設備が居室内また はユニットに適当数設置している。	6/6	9/9	15/15	・ユニット内又は居室内に洗面台有り。
	便所	ユニットで生活できるよう、便所が居室内またはユニットに適当教設置している。	6/6	9/9	15/15	・ユニット内又は居室内にトイレ有り。
	浴室	浴室は居室のある階ごとに設置している。	6/6	8/9	14/15	・入浴の移動時に、他のユニットを通ることなく入浴可能。

一部ユニット型介護老人保健施設の状況に関する調査票

1)施設区分	Γ	a) 特別養護老人ホーム	b) 介護老人保健施設	
2) 施設名	番	 号13		
3)従来型部分	a)	定員	56名	
多床室	\vdash			名
 4)従来型部分	<u> </u>	定 員	5名	
・従来型個室	b)	職員配置の状況	介護職員 名 看護職員 名	<u></u>
	a)	定員	39名	
		職員配置の状況	ユニットリーダー 4名 介護職員、看護職員 15名 その他ユニット専属の職員())名	2
5) 個室ユニット型部分	c)	ユニットケア(利用者 の生活リズムに沿った 個別ケアなど)の具体 的内容		てユしむとな
6)従来型とユニット型個 室の職員の配置状況	k		「配置している E期間ごとにローテーションを行っている 配置を固定していない)	5

平成22年8月現在の介護職員・看護職員数(常勤換算) 21.7名 人員配置 1.8:1

- ・調査時の職員数は、ユニットリーダーを含まず報告したものであり、正しくは19名となる。
- -3月は年度の変わり目で、退職者が多かった。その後職員を採用している。
- 配置基準に参入していない間接的介護業務を扱う非常勤職員を雇用している。

一部ユニット型介護老人保健施設の状況に関する調査票

1) 施設区分	a) 特別養護老人ホーム b) 介護老人保健施設					
2) 施設名	番号15					
3) 従来型部分	a) 定 員	40名				
多床室	b) 職員配置の状況	介護職員 21.6名 看護職員 7.1名				
4) 従来型部分	a) 定 員	20名				
・従来型個室	b) 職員配置の状況	介護職員 名 看護職員 名				
	a) 定 員	40名				
	b) 職員配置の状況	ユニットリーダー 4名 介護職員、看護職員 15.2名 その他ユニット専属の職員()名				
5)個室ユニット型部分	c) 個別ケアなど)の具体 的内容	・入所時より、24時間アセスメントを行い、食事・排泄・入浴等をケアプランに反映させている。 ・食事の時間・場所の希望を聞いている。 ・ユニットごとに利用者とスタッフの話し合いがあり、レクリエーション等を決定している。				
6)従来型とユニット型個 室の職員の配置状況		配置している 関間ごとにローテーションを行っている 配置を固定していない)				

平成22年8月現在の介護職員・看護職員数(常勤換算) 21.3名 人員配置 1.9:1

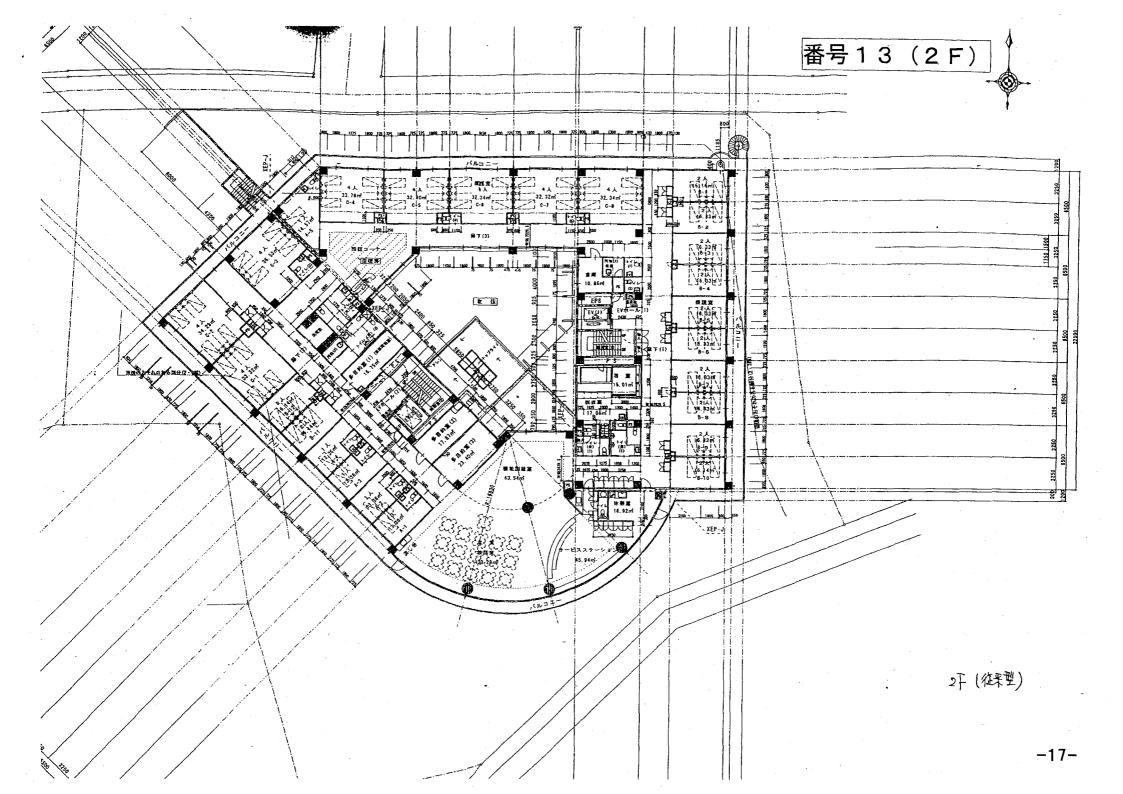
- ・3月は年度の変わり目で、退職者が多かった。その後職員を採用している。
- ・配置基準に参入していない間接的介護業務を扱う非常勤職員を雇用している。

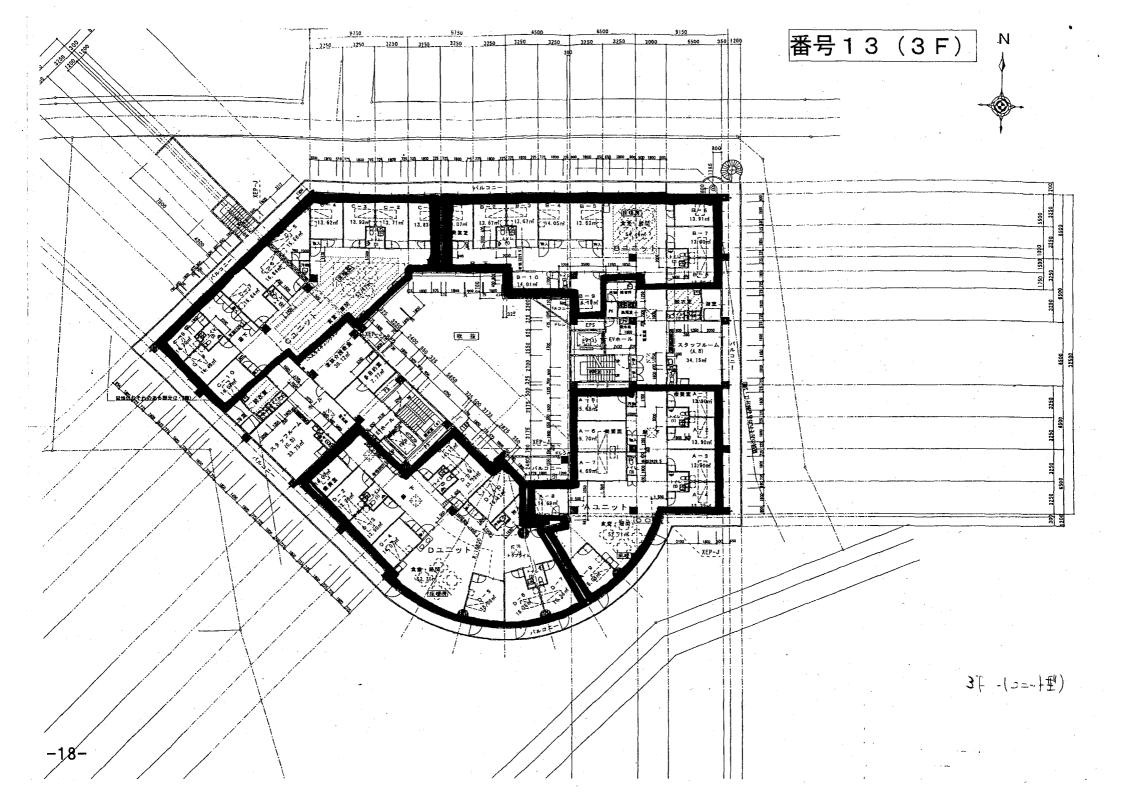
一部ユニット型介護老人保健施設の状況に関する調査票

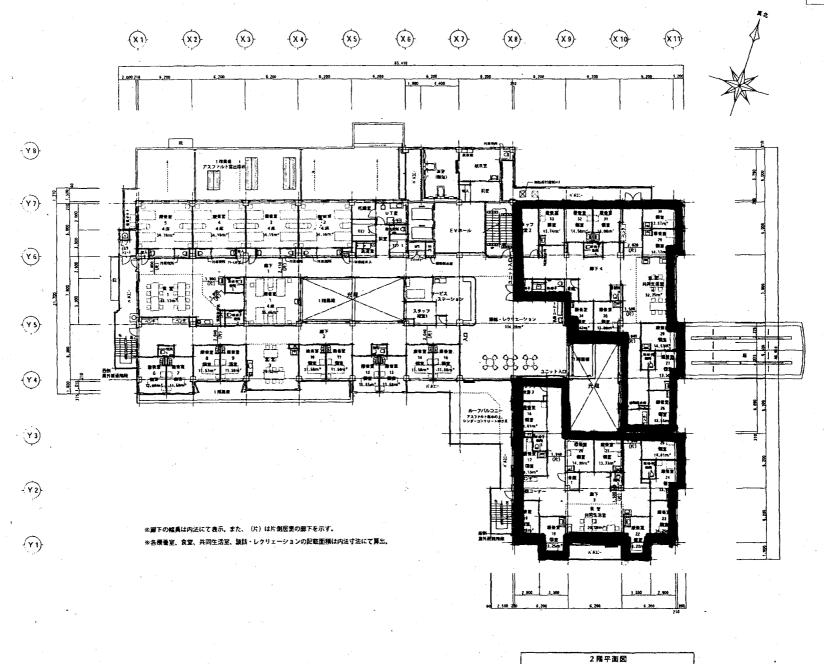
1) 施設区分	a) 特別養護老人ホーム	b) 介護老人保健施設					
2)施設名	番号19						
3) 従来型部分	a) 定 員	50名					
· 多床室	b) 職員配置の状況	介護職員 15.8名 看護職員 8.5名					
4) 従来型部分	a) 定 員	10名					
・従来型個室	b) 職員配置の状況	介護職員 名 看護職員 名					
	a) 定 員	20名					
	b) 職員配置の状況	ユニットリーダー 2名 介護職員、看護職員 8名 その他ユニット専属の職員()名					
5) 個室ユニット型部分	ユニットケア(利用者 の生活リズムに沿った 値別ケアなど)の具体 的内容	・食事の時間帯は固定しているが、一部加工、ご飯、みそ汁の盛りつけ等は各キッチンで行っている。・外出・レクリエーション(食事会・外出による文化活動)をユニットで独立して行っている。・居室清掃・洗濯等について生活リハビリをシュミレーションし個別ケアを行っている。					
6)従来型とユニット型個 室の職員の配置状況	○ 別々に職員を固定して配置しているb) 固定はしているが一定期間ごとにローテーションを行っているc) 兼務や融通を行うなど配置を固定していないd) その他()						

平成22年7月現在の介護職員・看護職員数(常勤換算) 11.0名 人員配置 1.8:1

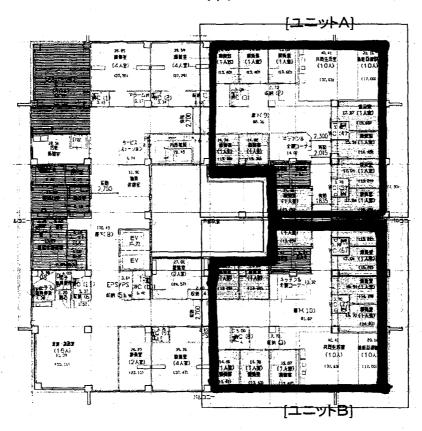
- ・4月以降、職員を採用している。
- ・配置基準に参入していない間接的介護業務を扱う非常勤職員を雇用している。







【配置状況】 3階



ユニットA・B間及び隣接する従来型療養棟とドアにて各別の構造となっています。

社保審-介護給付費分科会 第67回(H22.8.20) 資料 1-3

一部ユニット型施設について

香川県

平成22年8月20日

混合施設の状況

(1) 整備済施設

介護老人保健施設 1施設

施設A

平成21年4月開設

定員60名

(ユニット型30名、多床型30名)

(2) 平成22年度整備予定

特別養護老人ホーム 2施設

施設B

平成17年4月開設

ユニット型50名+多床型20名増床



ユニット型に計画変更

施設C

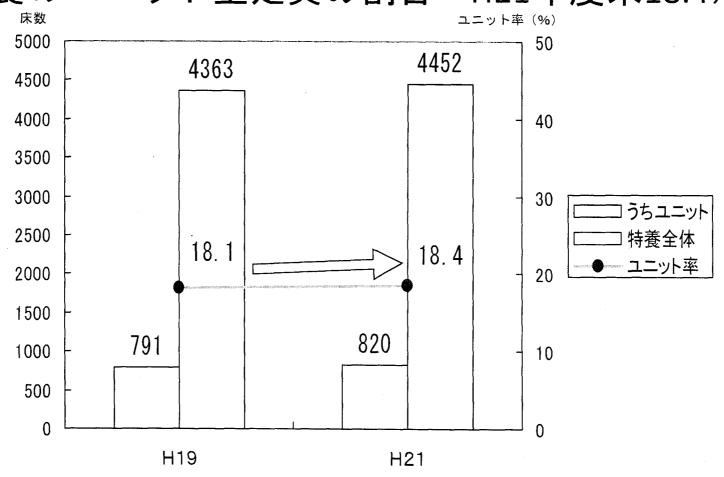
平成19年4月開設

ユニット型30名+多床型20床増床

今後の施設整備の考え方

(1)現状

特養のユニット型定員の割合 H21年度末18.4%



今後の施設整備の考え方

(2) 多床型へのニーズ

①老健A、特養B·Cの利用料金(月額)

区分	ユニット	従来型個室	多床型
老健	約15万円	約13万円	約10万円
特養	約13~15万円	約10~11万円	約8~9万円

※要介護度5の場合

②実際の入所者負担状況(老健A)

個人負担平均額						
部屋	年額					
ユニット	第4段階	141, 951	1, 703, 414			
	第3段階	101, 757	1, 221, 080			
	第2段階	60, 685	728, 225			
	第4段階	95, 431	1, 145, 170			
多床型	第3段階	65, 131	781, 575			
	第2段階	46, 337	556, 040			

③実際の入所者負担状況 (特養C)

個人負担平均額								
部屋 区分 平均額 年間								
ユニット型	第4段階	161, 117	1, 933, 406					
	第3段階	99, 339	1, 192, 063					
	第2段階	59, 517	714, 206					

- ○補足給付を受けても負担大き
- へ 〇入所申込者の希望 約4~9割が多床型を希望

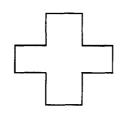


多床型へのニーズ高い

今後の施設整備の考え方

(3) 本県の方針

ユニット化推進を基本方針としつつ



ただし、地域の実情に応じて対応

H22年度整備中及び整備着手予定の特養

			· =		
広域型	ユニット型50床				創設
広域型 ·	ユニット型50床				創設
広域型	ユニット型50床	+	多床型	20床	増床
広域型	ユニット型30床	+	多床型	20床	増床
広域型	多床型 50床	+	ユニット	型20型	増床
地域密着型	ユニット型29床				創設

増床数

計189床

介護報酬返還の是非について

(1)問題点

介護報酬が認められる混合型施設を法律・省令ではなく国課長通知で大きく制限。

(2) 本県の考え方

- 〇法令違反には該当しない
- 〇本県の該当施設はユニットケア実施できていたと判断。
 - ①フロアで物理的に多床型とユニット型を分離
 - ②職員配置もフロアで固定
 - ③必要な人員配置の基準満たしている

介護報酬の返還は必要なし

基準日による制限ではなく、実態としてユニットケアが 実施できていれば認めるべき。

介護報酬返還の是非について

施設の概要

- ●構 造 鉄筋コンクリート造3階建
- 延べ床面積 4,110.02 ㎡
- 設置の形態 病院併設型
- ●利用の定員 入所60人

(施設サービス・短期入所療養介護・介

護予防短期入所療養介護)

通所 20 人

(通所リハビリテーション・介護予防通所

リハビリテーション)

- ●主な施設整備
 - ●療養室 1人室(30室) 2人室(5室) 4人室(5室)
 - 機能訓練室·食堂·談話室·浴室·特殊浴室·診察室·理容 美容室·研修会議室

管理部門、通所リハ

管理事務室 相談室 会議室 研修室 通所リハビリ

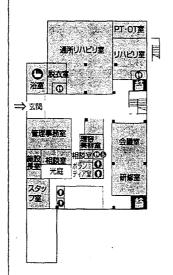
ユニット型

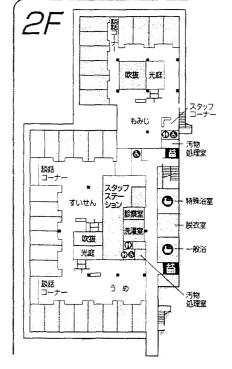
定員30名 各ユニットごとに職員固定 看護1、介護4 計5名 5×3ユニット=15名 看護・介護職員2:1確保 昼間 各ユニットに常時2名 夜間 3ユニットで常時2名

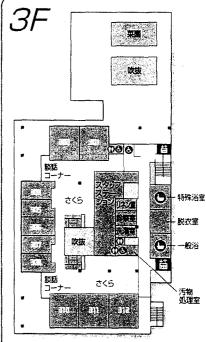
多床型

定員30名 全体で看護4、介護7 計11名配置 看護・介護職員3:1以上

1F







-7-

介護保険施設の利用料金(要介護度5の場合)

	т					
施設	料金の種別		ユニット型	従来型個室	多床型	
		サービス利用料	30,750	28,290	30,660	
		栄養マネジメント加算	420	420	420	
	介護保険	サービス提供 I 加算	360	360	360	
	1	夜勤職員配置加算	720	720		
		計	32,250	29,790	31,440	
 介護老人保健施設A		(高額介護サービス費)	32,250	29,790	31,440	
アルス ロノ、小田 にから入口	居住費		59,100	49,200	9,600	
	食 費		45,000	45,000	45,000	
	日常生活費		6,000	6,000	6,000	
	教養娯楽費		3,000	3,000	3,000	
		計	145,350	132,990	95,040	
		サービス利用料	28,230	26,130	27,990	
		個別機能訓練加算	360	360	360	
	1	日常生活継続支援加算	660	660	660	
	介護保険	看護体制加算I、II	360	360	360	
	利用者負担	夜勤職員配置加算	540	390	390	
	J	栄養マネジメント加算	420	420	420	
特別養護老人ホームB		計	30,570	28,320	30,180	
	A	(高額介護サービス費)	30,570	28,320	30,180	
	居住費		59,100	34,500	9,600	
	食費		41,400	41,400	41,400	
	村富生活質 教養娯楽費	日常生活費 教養娯楽費		実費		
		計	131,070	104,220	81,180	
		サービス利用料	32,670	30,660	32,520	
	1	個別機能訓練加算	360	360	360	
	介護保険	日常生活継続支援加算	660	660	660	
	利用者負担	看護体制加算Ⅰ、Ⅱ	360	360	360	
	コン川で見足	夜勤職員配置加算	540	390	390	
	}	計	34,590	32,430	34,290	
特別養護老人ホームC		(高額介護サービス費)	34,590	32,430	34,290	
	居 住 費 食 費		65,100	34,500	9,600	
			41,400	41,400	41,400	
	日常生活費		4,500	4,500	4,500	
	教養娯楽費	<u> </u>	<u></u>	実費		
		計	145,590	112,830	89,790	

(注1) 実費 : 実費
(注2) 特養の介護報酬:入所定員30人/ユニット型・従来型個室・多床型の単位で算定
(注3) : 現在価格設定がない為、基準費用額で算定
(注4) (享頼介護サービス費)欄・介護保除利用者負担の上限額内の金額

介護老人保健施設(混合型)入所者負担の状況(月額)

単位:円 介護報酬 室料 食費 個人負担 利用者 部屋 負担段階 要介護度 その他 個人負担 個人負担個人負担 <u>合</u>計 ユニット型 要介護5 第4段階 16,125 29,550 22,500 2,760 70,935 ユニット型 第4段階 2 要介護5 31,830 59,100 45,000 10,510 146,440 ユニット型 第4段階 要介護5 3 32,250 59,100 45,000 7,510 143,860 ユニット型 32,340 59,100 4 第4段階 要介護4 45,000 6,300 142,740 ユニット型 第4段階 要介護3 29,040 45,000 5 59,100 3,210 136,350 ユニット型 ユニット型 ユニット型 第4段階 27,030 45,000 6 要介護2 59,100 9,910 141,040 第4段階 要介護2 27,720 45,000 7 59,100 13,510 145,330 8 第4段階 要介護1 28,568 57,130 43,500 8,700 137,898 ユニット型 9 第3段階 要介護2 24,600 49,200 19,500 6,010 99,310 49,200 10 ニット型 第3段階 要介護1 24,600 19,500 10,510 103,810 ユニット型 ユニット型 ユニット型 ユニット型 11 第3段階 要介護1 24,600 49,200 18,200 10,150 102,150 第2段階 12 要介護5 15,000 24,600 11,700 6,910 58.210 64,010 13 第2段階 要介護4 15,000 24,600 11,700 12,710 <u>ユニット型</u> ユニット型 第2段階 14 要介護3 15,000 24,600 11,700 9,700 61,000 第2段階 要介護3 15 15,000 24,600 11,700 9.010 60.310 <u>ユニット型</u> 第2段階 要介護3 16 24,600 11,700 15,000 9,500 60,800 第2段階 要介護2 24,600 11,700 17 15,000 9,010 60.310 ユニット型 18 第2段階 要介護2 15,000 11,310 24,600 9,500 60,410 ユニット型 19 第2段階 要介護2 15,000 24.600 11,700 9,510 60,810 ユニット型 20 第2段階 要介護2 15,000 24,600 11,700 9.010 60,310 ユニット型 第2段階 21 要介護2 15,000 24,600 11,700 9,000 60,300 22 ユニット型 第2段階 要介護1 15,000 24,600 11,310 10,160 61.070 多床型 23 第4段階 要介護5 31,590 15,000 45,000 8,100 99,690 多床型 24 第4段階 要介護5 31,440 15,000 45,000 9.000 100.440 多床型 25 第4段階 要介護5 31,440 9,600 45,000 8.010 94.050 多床型 26 第4段階 要介護5 31,020 9,600 45,000 8,300 93,920 多床型 第4段階 27 要介護5 34,590 9,600 45,000 9,600 98.790 多床型 28 第4段階 要介護5 15,664 7,500 22,500 6,600 52,264 多床型 29 第4段階 要介護4 23,824 7,680 36,000 5,200 72,704 多床型 第4段階 30 要介護4 29,430 9,600 45,000 5,000 89,030 第4段階 多床型 31 要介護4 29,430 15,000 45,000 11,610 101,040 多床型 要介護4 32 第4段階 29,430 15,000 45,000 9,500 98,930 多床型 第4段階 33 要介護3 27,810 45,000 9,600 10,300 92,710 多床型 第4段階 34 要介護3 28,230 9.600 45,000 5.400 88,230 多床型 第4段階 35 要介護2 30,450 15,000 45,000 9.010 99,460 多床型 第4段階 要介護1 36 45.000 25,170 9.600 9,110 88.880 多床型 第3段階 37 要介護5 24,600 9.600 19,500 10.110 63.810 多床型 第3段階 要介護5 38 24,600 9,600 19,500 11,210 64,910 多床型 第3段階 9,810 39 要介護4 24,600 19,500 9,600 63,510 多床型 40 第3段階 要介護4 24,600 9,600 19,500 11,100 64,800 多床型 第3段階 要介護4 41 24,600 9,600 19.500 12,500 66.200 多床型 42 第3段階 要介護3 24,600 9,600 19,500 13,200 66,900 多床型 43 第3段階 要介護2 24.600 19,500 66.210 9.600 12.510 多床型 44 第3段階 要介護2 24,600 9,600 19,500 11,010 64,710 多床型 45 第2段階 要介護4 15,000 9,600 11,700 11,700 48,000 多床型 第2段階 45,700 46 要介護3 9.400 15.000 9.600 11.700 47 多床型 第2段階 要介護1 15.000 9.600 11.700 9.010 45,310 多床型 48 第1段階 要介護5 8,700 8,700 0 0 0 多床型 第1段階 0 0 9.000 2,800 49 要介護5 11,800

[※]介護報酬個人負担は1割負担部分

個人負担平均額						
部屋	区分	平均額	年額			
	第4段階	141, 951	1, 703, 414			
] ユニット	第3段階	101, 757	1, 221, 080			
	第2段階	60, 685	728, 225			
	第4段階	95, 431	1, 145, 170			
多床型	第3段階	65, 131	781, 575			
ľ	第2段階	46, 337	556, 040			

[※]入所定員60人(多床型30人、ユニット型30人)の介護老人保健施設Aで平成22年6月分の入所者負担

^{※「}その他」の主な内容は洗濯代、日常品費、教養娯楽費、理容代等

[※]No1、8, 28、29は途中入退所で平均額からは除く。

፟ 資料2−2

特別養護老人ホーム(ユニット型)入所者負担の状況(月額)

単位:円

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		里位: 円
利用者	負担段階	要介護度	介護報酬 個人負担	室 料 個人負担	食 費 個人負担	その他	個人負担 合 計
1	第4段階	要介護5	35,773	73,470	42,780	8,210	160,233
2	第4段階	要介護5	35,773	67,270	42,780	5,530	151,353
3	第4段階	要介護4	33,693	67,270	42,780	37,690	181,433
4	第4段階	要介護4	33,696	73,470	42,780	7,770	157,716
5	第4段階	要介護4	33,696	73,470	42,780	4,905	154,851
6	第4段階	要介護4		※入所	直後のため算出して	いない	
7	第3段階	要介護5	24,600	50,840	20,150	3,820	99,410
8	第3段階	要介護5	24,600	50,840	20,150	6,170	101,760
9	第3段階	要介護5	24,600	50,840	20,150	1,680	97,270
10	第3段階	要介護5	24,600	50,840	20,150	1,130	96,720
11	第3段階	要介護5	24,600	50,840	20,150	6,450	102,040
12	第3段階	要介護3	24,600	50,840	20,150	920	96,510
13	第3段階	要介護3	24,600	50,840	20,150	6,070	101,660
14	第2段階	要介護5	15,000	25,420	12,090	8,675	61,185
15	第2段階	要介護5	15,000	25,420	12,090	5,850	58,360
16	第2段階	要介護5	15,000	25,420	12,090	8,955	61,465
17	第2段階	要介護5	15,000	25,420	12,090	6,755	59,265
18	第2段階	要介護5	15,000	25,420	12,090	6,350	58,860
19	第2段階	要介護5	15,000	25,420	12,090	7,600	60,110
20	第2段階	要介護4	15,000	25,420	12,090	7,390	59,900
21	第2段階	要介護4	15,000	25,420	12,090	6,490	59,000
22	第2段階	要介護4	15,000	25,420	12,090	6,870	59,380
23	第2段階	要介護4	15,000	25,420	12,090	10,955	63,465
24	第2段階	要介護4	15,000	25,420	12,090	10,375	62,885
25	第2段階	要介護4	15,000	24,600	11,700	1,200	52,500
26	第2段階	要介護4	15,000	25,420	12,090	6,210	58,720
27	第2段階	要介護4	15,000	25,420	12,090	5,850	58,360
28	第2段階	要介護3	15,000	25,420	12,090	10,745	63,255
29	第2段階	要介護3	15,000	21,320	10,140	9,105	55,565
合計 584,831 1,112,630 546,050				1,112,630	546,050	209,720	2,453,231

[※]入所定員30人の特別養護老人ホームCで平成22年7月分の入所者負担

^{※「}その他」の主な内容は治療費、薬代、散髪代等

個人負担平均額							
部屋	部屋 区分 平均額 年間						
ユニット型	第4段階	161, 117	1, 933, 406				
	第3段階	99, 339	1, 192, 063				
	第2段階	59, 517	714, 206				

[※]No6は入所直後のため算出していない。

[※]介護報酬は1割負担部分

[※]負担段階2及び3の入所者は補足給付により室料、食費の個人負担が軽減されている。

資料3 特別養護老人ホーム(ユニット型)入居者の個人負担

入所費用 収入 (個人負担) 持ち出し額 住民税非課税世帯 第二段階 年間約71万円 年間80万円以下 住民税非課税世帯 年間約119万円 第三段階 ▲約39万円 年間80万円超 住民税 本人非課税※ 約160万円 第四段階 年間約193万円 ▲約33万円 12,840円 56.900円

老齢基礎年金(約80万円)の2倍の収入がある人でも第四段階に区分

ユニット型に入所すると約3、3万円の持ち出しが必要!

- ※ 第四段階の収入はモデルとして公的年金控除、基礎控除、社会保険料控除で算定。
- ※ 国保料、介保料は県庁所在市の例から算出。国保料は7割軽減を受けたものとして算定。
- ※ 老齢基礎年金 79万2千円/年

資料4

多床型へのニーズ

No	施設	申込者数	多床型	ユニット型	従来型個室	どちらでもよい
1	特養	266名	118名	24名		124名
1	1寸食	2004	(44.4%)	(9.0%)		(46.6%)
2	特養	227名	173名	122名	144名	
_	1寸发	22/1	(76.2%) (53.7%)	(63.4%)		
3	特養	71名	30名	29名		12名
3	1寸段	/ 14	(42.3%)	(40.8%)	-	(16.9%)
4	老健	21名	18名	3名		
+	- 石() 2	2112	(85.7%)	(14.3%)		

[※]県内の混合型4施設(特養3、老健1)の入所申込者希望調査

[※]No2は重複申込有りのため合計が合わない

No	施設	申込者数	多床型	ユニット型	従来型個室	どちらでもよい
1	特養	203名	104名	72名		27名
			(51.2%)	(35.5%)		(13.3%)

[※]同一町内で多床型特養とユニット型特養(全館個室)の2つの事業所を運営する社会福祉法人による入所申込者希望調査

[※]特養3施設は基準日以前の多床型にユニット型を増床した一部ユニット型施設

第67回 (H22. 8. 20)

平成 22 年 8 月 20 日 横浜市健康福祉局長 花 Œ

個室ユニットと多床室の問題について(特養を中心に)

〔横浜市の考え方〕

- 特別養護老人ホームは、人生の終の棲家として、長期にわたる生活の場となるものである。
- 特養の整備は、すでに「量」から「質」への転換が図られた段階にある。 20年以上前から個室化を進める流れがあり、平成15年にようやく国が個室化の方針を示し たところであるのだから、この流れをゆり戻してはならない。
- 「個室で生活する」ことは、普通の人が暮らす生活様式として今や当たり前のことであり、 特養の整備についても、この「当たり前」を基本に考えるべきである。
- 〇 個室ユニットは居住費が高く、低所得者が入所できないというのであれば、多床室をつくる のではなく、補足給付の拡充や居住費補助などで対応すべきである。なお、本市は平成 22 年 10月から独自の補助制度を実施する。
- これまで多様な人生経験を積み、高度経済成長の社会を支えてきた団塊の世代の人々が高齢 者となる時代であり、この人々が満足して入ることのできる特養にするべきである。 施設は、建設すれば30年以上使用することから、将来を見据えた対応が必要である。

1. 多床室の問題点

- ・人生の最後の場所で、自分が選んだのではない他人と暮らさなければならない。
- ・会話は筒抜け、他人のおむつ交換時の臭気があるなど、個人のプライバシーが保てない。
- ・起床・就寝時間は決まっており自由度が少ない。好きな時間に好きなテレビも見ることがで きない。
- ・インフルエンザ等の感染症対応が十分できない。新型インフルエンザが施設内で発生した場 合に、ベッドの間隔を2m以上あけなければならない。

(ベッドの間隔を2mあけると4人部屋は個室になる)

- ・家族が自由に訪問できず、同室者に気兼ねし自由に会話もできない。
- ・旅たつときも、家族は同室者を気にして、思い切り泣くこともできない。
- ・多床室では性別による部屋割りを行う必要があることから、男性部屋に空きがあるのに申込 者が女性だから入れないなど、逆に非効率となる。

2. 個室ユニットの問題点

・個室ユニットは、居住費の自己負担額が大きい。

多床室

第1段階は0円、第2段階、第3段階で1万円

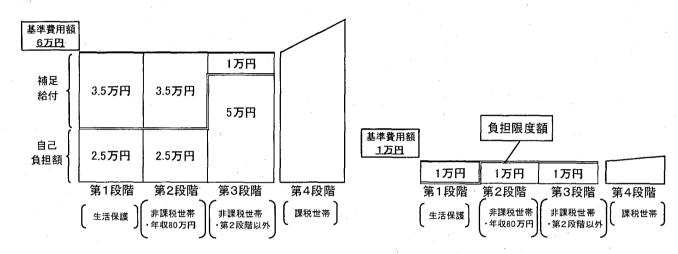
個室ユニット

第1段階、第2段階は2.5万円、第3段階は5万円

⇒ このため、低所得者が入りにくい。

8畳 (13.2 ㎡) 個室ユニット

多床室



- ・2人世帯で、夫婦の一方が施設入所すると、居住費が施設分と在宅分と二重で必要となり、 より負担が重くなる。
- ・第4段階の課税者でも、負担が重い場合がある。施設側が、基準額より高い居住費を設定する場合、多床室の場合は1万円+α、個室ユニットの場合は6万円+βとなり、これらの負担感から、居住費が安い多床室への入所希望が多くなる。

3. 横浜市特養申込者調査

19年10月に実施したアンケート結果(図1)

多床室を希望

47.5%

個室ユニットを希望

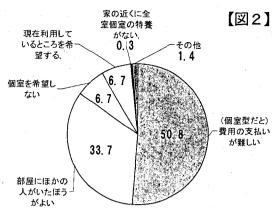
22.7%

どちらでもよい

21.1%

・この結果だけでは、多床室の希望が多いとみえるが、これだけで多床室のニーズが高いと判断 してはいけない。

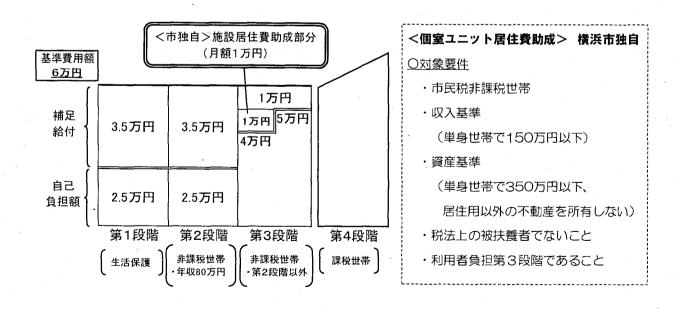
- ・多床室を希望する人にその理由を聞いたところ 「個室ユニットは費用が高い」と答えた人が 50.8%であった。(図2)
 - ⇒ したがって、<u>多床室で暮らしたいから多床</u> 室を選んでいる訳ではない。
- ・一方、「部屋に他の人がいた方がよい」と答えた 人も33.7%いたが、これは個室ユニットに対す る誤解があると思われる。



- ・個室と聞けば一日中、部屋にいるイメージがあるが、個室ユニットは、昼間はリビングで過ごし、一人になりたいときや夜間は個室に戻るのである。
 - ⇒ こうしたことを説明すれば、33.7%という数値はもっと下がると思われる。

4. 横浜市が個室ユニットの居住費助成を始めた経緯

- ・第1段階、第2段階は3.5万円の補足給付があるため、自己負担が2.5万円にとどまっているが、第3段階になると自己負担が5万円と2倍になる。この格差を少なくする必要がある。
- ・そこで、横浜市では、平成22年10月から、個室ユニットに入居している第3段階で一定の 要件を満たす方に、月1万円を独自に助成することとした。



⇒ 多床室をつくるという安易な方法ではなく、国としても補足給付を見直し、居住費を下げる方策を検討していただきたい。

5. 全室個室ユニット一辺倒ではなく、多様な居室形態を認めるべきとの意見について

- ・全国では、多床室等の割合は8割弱(本市6割)であり、個室ユニットは2割強(本市4割) である。現在でも多床室等はたくさんあり、これ以上多床室をつくる蓋然性はない。
- ・個室ユニットケアは認知症の進行を遅らせる有効な方法とされ、グループホームに導入された。したがって、グループホームは全室個室ユニットである。また、生活の場である特定施設は全室個室となっている。
- ・それにも関わらず、認知症者が70%も入所している特別養護老人ホームにおいて、多床室で 集団ケアを行うことでよしとするのは問題ではないか。

6. 重度者は多床室でよいとの考え方について

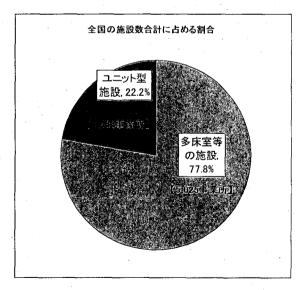
・福岡県の有吉病院は、介護療養型医療施設で、医療対応が必要な重度者も入所しているが、 個室ユニットを取り入れている。

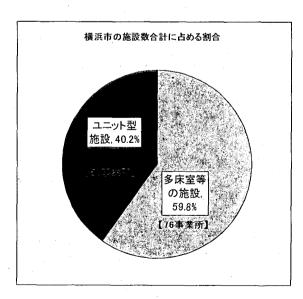
人生最後の場所で、家族が気兼ねなく訪問し、本人とゆっくり過ごすことができる。 このため、家族の満足度は高い。

・人間の死に場所は4人部屋でよいという考え方はいかがなものか。

7. 生活保護受給者が個室ユニットに入れないから、多床室をつくるとの考え方について

・個室ユニットの普及率は2割程度(横浜市は4割)であり、ほとんどが多床室で個室ユニットは少数。





介護給付費実態調査月報 [平成 21 年 10 月審查分]

・ 個室ユニットの割合を高め、生保受給者であっても個室ユニットに入れるようにすべきなの

に、生保受給者が入れないから、多床室や多床室と個室ユニットの合築をつくる、ということを続けたら、いつまでたっても個室ユニットの割合は増えず、生保受給者は個室ユニットに入れない。

・国は、生保受給者であっても入所できるように、施策を検討するべきである。

8. 一部ユニットについて

- ・平成 15 年に個室ユニットケアが本格的に導入され、<u>新設する特養は全室個室ユニットで整備</u> してきた。
- ・それと同時に、15年に存在する特養の一部を増築または改修し、個室ユニットを整備した場合に「一部ユニット」として認め、多床室部分には多床室の報酬を、個室ユニットの部分にはユニットの報酬を認めた。
- ・これは、<u>15年に存在した施設はケアの質の向上のため、一部でも多床室から個室ユニットに</u> 転換してほしいという趣旨である。

したがって、一部ユニット施設は、暫定的な形態であり、<u>これから建設する施設はあくまで</u> <u>も全室個室ユニットが原則</u>であったはずである。

- ・しかし、その後も新規の施設を多床室と個室ユニットの合築で整備する自治体があり、新規の施設は全室個室ユニットで整備するという趣旨が徹底されなかったことは残念である。
- ・通知の解釈の相違により、過払いが生じている。仮に、過払いを是正しないということになれば、通知に即した方法で適正に介護報酬を請求していた施設はどうなるのか。

9. 個室ユニットを進めるための提案

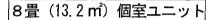
(1) 居住費の助成・補足給付の拡大

収入・資産要件を加味し、個室ユニット入居者に対し、<u>公費による居住費助成を行うか、又</u>は補足給付を拡大すべき。

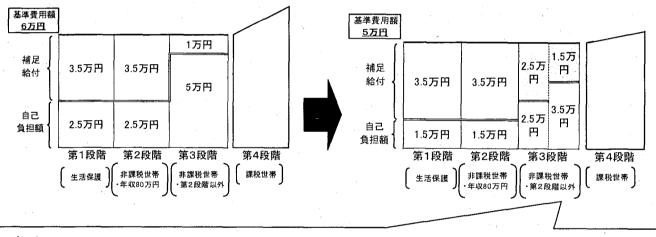
(2) 10.65 ㎡の個室ユニットの居住費の基準額の引き下げ

面積基準が緩和された個室ユニットの補足給付の基準額を、6万円から5万円に引き下げる。 また、第三段階の補足給付を1万円から2.5万円(一部1.5万円)まで拡大し、居住費の自 己負担額を2.5万から3.5万円に抑える。

⇒ これにより、多床室との負担額の格差を縮小することが可能となる。



6畳(10.65 m) 個室ユニット



く提案>

- 〇基準費用額を6万円から5万円に引き下げ
- ○第3段階の補足給付を、現行の1万円から2.5万円(一部1.5万円)に拡大し、居住費を軽減
- ○課税世帯の特例措置の要件の緩和
- ○課税世帯の居住費の上限を設定

(3) 特例減額措置の要件の緩和

第4段階の課税者で一定の要件を満たす場合であって、夫婦の一方が個室ユニットに入所した場合、居住費等を減額する制度がある。

しかし、適用要件が厳しく、平成20年度で、全国で78件しか該当者がいない。

⇒ このため、この制度の収入要件を80万円以下から150万円以下に拡大し、該当した場合は第4段階の居住費を第3段階とすることも考えられる。

(4) 課税世帯の居住費の引き下げ

現行では、課税者の居住費は利用者と施設の契約となり、基準額の6万円を超えて設定できる仕組みとなっている。都市部では建設コストがかかることはやむを得ないとしても、<u>一</u>定のスペースと設備にとどめ、居住費を安くする工夫も必要である。

公有地を法人に貸与し、特別養護老人ホームを整備することも考えられる。

(5) 個室ユニットの介護報酬の引き上げ

個室ユニットの介護報酬が低いため、施設側がそれを補填するために居住費を引き上げているという指摘もある。

⇒ 介護報酬のアップを図り、居住費に転嫁しない仕組みが必要である。

介護報酬の引き上げにより、利用者負担も引き上がるが、高額介護サービスの上限を据え 置けば、利用者負担は押さえることは可能である。

(6) まとめ

(1)~(5)の対策をとれば、多床室や多床室と個室ユニットの合築施設をつくらなく てもよいと考える。